

⑧ 環境政策史 〈かけがえのない環境を未来へ〉

1 はじめに

「環境」は、市民生活の安全・安心だけでなく、まちづくりや経済活動など、さまざまな分野の根底を支える重要な役割を担っており、その範囲は、公害問題から昨今の地球温暖化対策に至るまで、実に幅広い。そこで今回は、「生活環境」「自然環境」の2つの視点に絞り、横浜市の環境行政を振り返る。

2 生活環境保全への取組

1859年に文明開化への窓口として開港して以来、横浜は「港町ヨコハマ」として知られ、異国情緒豊かな美しい街並みを誇る都市であった。

その後、昭和30年代からの高度成長の中で、横浜も大きな変貌をとげ、大都市への産業及び人口の著しい集中と、モーターゼーションの急激な進展及びこれらに伴う無秩序な市街化が進んだ。

このことは、一方で生活環境の悪化を招き、大気汚染や

水質汚濁、騒音など、市民の健康に悪影響を及ぼす、いわゆる公害問題が多発、深刻化となって表れるようになったのである。

①「横浜方式」の展開と公害防止協定の締結

「市政の歩み」（昭和30年）によると、当時の市の基本方針は、「日本の再建のため、また横浜市の今後の真の発展伸長を期するためには、場合によっては市民の御不満を忍んであえてこれを退けねばならないことも多々あるのである、……いわゆる消費行政面を極力抑えて、むしろ将来の横浜市の経済復興の基礎となり根本となるものを重点的に据えてその礎石を築くことに邁進する」というものであった。市はこれに基づき、昭和30年以降、大黒や本牧などの「ヨコハマ」の風光明媚な海岸を埋め立て、大企業の積極的な誘致による工業化を展開していく。

この頃から、磯子区医師会による根岸湾工業地帯造成に伴う公害対策の強化申し入れ

（昭和35年）や、中区・磯子区環境衛生保全協議会による「根岸・本牧工業地区の公害事前調査」の国への陳情（39年）など、横浜における公害反対の声は急速に高まっていた。三重県四日市市で発生した深刻なぜん息被害が社会問題として表面化してきたのもこの時期である。

地域住民の健康と生活環境を守りぬくことは、自治体に課せられた責務である。この後、市が独自の公害規制の方策を求めて、打ち出していく一連の画期的な公害対策は、「横浜方式」と呼ばれ、全国に広がっていく。その一例として挙げられるのが、昭和39年に電源開発（株）磯子火力発電所と締結した「公害防止協定」である。

当時、臨海工業地区で大量に燃焼された重油から排出される硫酸化物などの大気汚染物質が、周辺住民を苦しめていたが、これらを規制すべき国の施策はゆるやかで、かつ市の企業に対する指導は何ら具体性・拘束力がなく、有効な法的手段が皆無であっ

た。そこで市は、大気汚染の現況と将来の予測値などの科学的データを提示し、世論を背景に幾度の交渉を重ねた結果、大気汚染物質の拡散防止の事前措置をとることを約束させることに成功したのである。

これは、市が条例で法律以上の規制をする権限が制約される中、これを補完すべく行政指導の一形態として、市と企業が対等の下に公害防止条件について私契約を取り交わし、法律以上の厳しい措置を求めたもので、我が国で初めての方式となった。

公害防止協定の意義は、第一に、協定は個々の企業の能力や地域の環境条件に応じて、柔軟に内容を取り決めることができる点である。法律、条例では、企業の規模や地域に応じて基準を何段階かに分けて規定する場合はある。しかし、個々の企業の能力や財政状況、所在する地域の環境条件等をきめ細かく勘案して規定することは困難であり、たいいていの場合、画一的な規定にならざるを得ない

執筆

兵頭 輝久

環境創造局政策課担当係長

赤坂 真司

環境創造局政策課担当係長

畠山 貴紀

環境創造局政策課

面がある。一方で協定は法律や条例に反する場合を除き、双方の合意のもとに自由に取り決めができるため、企業が基準値を満足する場合であっても、さらに厳しい基準の対策を求めること（上乗せ）や、法律、条例に定めのない事項や努力規定にとどめている事項について実施を求めること（横出し）が可能である。

第二に、科学的に解明がされていない事項や技術が十分に確立されていない事項について、対応を求めることが可能な点である。公害問題をめぐっては、人や生態系、地球環境への影響が科学的に解明されていない科学的物質や、技術的に確立されていない対策も多いが、こうした不確実性を伴う事項について企業に一

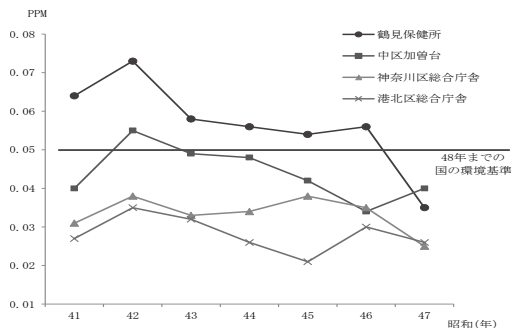


図1 昭和41～47年当時の横浜市の硫黄酸化物濃度 (年次別平均値) (「横浜市総合計画・1985」に基づき作成)

昭和45年に「公害国会」が開催され、これに伴い我が国では、公害関係の法制が整備

ら公害規制の強化まで

2 1970年代の公害国会から公害規制の強化まで

48年、市は昭和60年の横浜の都市像を見据えた「横浜市総合計画・1985」を策定した。この中で市は環境・公害対策の基本方向を、(1)市民生活を破壊する公害の絶滅、(2)緑や自然的環境の保全と育成、(3)身近な住環境を守る、の3点に置き、特に(1)については、「発生源規制」と「事前規制」、「公害を緩和するための緩衝的措置」、「市民の熱意と運動」を掲げ、それぞれの強化・必要性を示し、このための環境目標を設定した。この環境目標の設定にあたり特徴的であったのは、横浜の特性をふまえるとともに市民感覚でも理解できる内容とする

され、規制指導・監視体制の強化が図られるようになった。「公害対策基本法」改正、「大気汚染防止法」改正、「水質汚濁防止法」制定などがそれぞれである。また、46年には、神奈川県が従来からの公害防止条例を廃止して、工場単位に規制を行う新たな「神奈川県公害防止条例」を制定した。この間、市は条例の制定を行わなかったが、公害対策局の設置(46年)や、法律・県条例による規制権限のほとんどが市に委任されるなど、公害規制をさらに強化していく。

以上のように市は、独自に公害防止協定や環境目標の「横浜方式」を生み出し、公害対策に取り組んできた。また、その間に公害法制の整備、充実が進み、公害の危

るため、川や海において、魚類や小動物、藻類などが生息できるきれいな水域を示す「生物指標」を導入したことである。いわゆる環境目標の「横浜方式」である。さらに、1970年代中頃から、市は法律・県条例による規制や公害防止協定による対策だけでは十分でない環境基準や市の環境目標を達成するために、硫黄酸化物の総量規制などを定めた「横浜市硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱」の施行(昭和50年)をはじめとして、様々な「指導要綱」を制定していった。これは条例による規制方式をとらず、行政指導の一形態である指導要綱の方式をとったわけであるが、指導要綱に掲げられた事項の多くが、従前からすでに公害防止協定の中で実施されてきたものを、総量規制の観点などを盛り込んで定形化したものであり、これを限られた公害防止協定の締結企業からさらに多くの企業へ適用していったのである。

昭和30年代、高度経済成長が一段と加速し、社会資本整備の立ち遅れが目立ち始める中、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの公害が増大し、全国的な社会問題へと発展していった。本市においても同様の問題

機制的状況から脱することができたわけであるが、この後、都市の成熟化が進むとともに、自動車引き起こす大気汚染や生活排水による川や海の汚れなど、新たな「都市生活型公害」といった課題が1980年代以降へと受け継がれていく。

<参考>生活環境の保全関連年表

年度	昭和35	39	45	46	48	50	52
昭和35	磯子区医師会による根岸湾工業地帯造成に伴う公害対策の強化申し入れ						
39	横浜市中区磯子区環境衛生保全協議会による「根岸・本牧工業地区の公害事前調査」の国への陳情	東京オリンピックが開催	公害国会が開催	横浜市が公害対策局を設置	「横浜市総合計画・1985」策定	横浜市硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱「施行	「横浜市窒素酸化物対策指導要綱」施行
45			「公害対策基本法」改正、「大気汚染防止法」改正、「水質汚濁防止法」制定など「公害関係」法が制定または改正	「神奈川県公害防止条例」施行			
46							
48							
50							
52							

が発生し、鶴見川、大岡川、帷子川など市内の河川は悪臭を放ち、黒い川に変貌していった。こうした社会状況から本市の下水道事業は市域の4分の1に相当する約1万haの地区における浸水被害解消を目的とした計画や中部や南部の両下水処理場整備を計画するなど、浸水対策のみならずトイ

レの水洗化や公共用水域の水質保全へと下水道事業の目的や役割を広げていった。

昭和40年代には、下水道の整備が根本的な解決策であることが次第に認識されるようになり、42年に下水道緊急措置法が制定され公共用水域の水質保全に関する下水道の意義が明記された。その後、第2次下水道整備五箇年計画が策定され、下水道のインフラ投資の飛躍的な拡大が図られる等、42年は画期的な年となった。

また、昭和50年代に入り、さらに人口が増加する中、下水道の普及率は昭和51年の29%から60年に65%と10年間で新たに117万人のトイレ水洗化を可能とし、特に昭和58年以降の8年間は毎年5%という驚異的な普及率で整備を進め、平成元年度末には下水道普及率は85%に、また平成7年度には管きょ延長が1万kmに達した。

下水道の整備を急速に進める中、昭和51年に工場排水や生活排水の増加などにより、下水道法が改正され工場の排水規制が一層強化されることになった（工場排水前処理施設の設定、工場や病院への立入検査や規制・指導等）。その後10年間に水質汚濁法

の改正、本市条例の改定、下水道法の改正など、次々と工場排水規制の強化が図られたことと急速な下水道の整備により、昭和40年代の公共用水域の水質汚濁問題の深刻化も解消されはじめ、下水道事業の取組は、公共用水域の水質改善と生活環境の向上に大きく貢献した（平成24年度末普及率99・8% 管きょ延長11,769km）（図2）。

(2) 下水道事業における先進的な取組

本市における汚泥処理は中部下水処理場が運転稼働した昭和37年に本格的に始まった。当時の汚泥処理施設は各下水処理場内に建設されており、下水道の普及拡大、急速な市街化、各処理場の面積や周辺環境の課題などから、昭和55年に11処理場で発生する全汚泥を北部と南部の2箇所

に集約する現在の下水汚泥処理システム構想を確立した。昭和62年に北部、平成元年に南部の汚泥資源化センターが運転開始された。当時、同センターは我が国でも先駆的で大規模な汚泥集約処理施設であり、この汚泥集約処理の中心施設の卵形消化タンクは西ドイツの技術を採用するなど、我が国初の本格的な卵形

消化タンクとして土木学会賞や全建賞などを受賞した。

本市の旧市街地の大部分が汚水と雨水が同一の管きょの合流式下水道である。雨天時は雨水により下水水量が増大し、全量を下水処理場で処理することはできず、ある程度希釈されれば、その一部を雨水吐室などから公共用水域へ放流されていた。特に初期降雨は道路側溝や路面等の堆積物の影響で水質は著しく悪い。この初期降雨の公共用水域への流出をカットして一時的に貯留し、放流水の水質改善と汚濁負荷量の削減を目的とした我が国最初の雨水滞水池として保土ヶ谷ポンプ場雨水滞水池が昭和57年に供用開始された。

平成3年から約20年の年月と約1,000億円の事業費を投じ、鶴見川流域の20万世帯の生命・財産を浸水被害から守るために新羽末広幹線が平成24年に供用開始された。流域面積約4,500ha、貯留量約41万m³（横浜スタジアム1・3杯分）、管きょ延長は約20kmにおよび、下水道施設において、我が国でも他に例を見ない大規模な雨水貯留施設である。多くの地下埋設物が輻輳する都市化した地域の道路下（地下60m）での難

易度の高い施工と鶴見川流域20万世帯への貢献度が高く評価され、平成23年度の全建賞（都市部門）を受賞した。

(3) 拡大する下水道の役割

下水道は雨水を速やかに排除する「浸水被害の軽減」や生活排水等の汚水を収集・処理することで「公衆衛生の向上」と「公共用水域の水質保全」といった役割を果たしており、市民生活を支える重要な社会基盤となっている。

近年ではこれらの役割に加え、地球環境保護の観点から、地球温暖化対策や下水汚泥等の資源の有効活用といった低炭素や循環型の社会への貢献や世界の水・環境問題への国際貢献活動など、果たすべき役割は拡大している。

今後も、市民生活の安全・安心を支え、下水道サービスを安定的に提供していけるよう、役割をしっかりと果たし

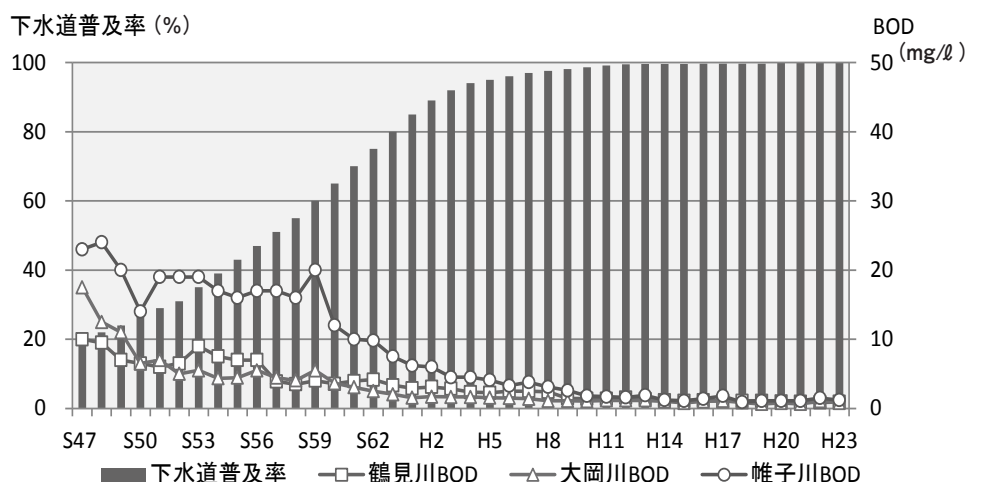


図2 下水道の普及と河川水質 (BOD)

3 自然環境保全への取組

次に、横浜の自然環境の変遷について振り返る。

横浜市は、横浜市の都心臨海部には、港町横浜の趣が漂う街並みや景観が維持されているほか、横浜公園や山下公園など、歴史とともに育まれた著名な公

園がある。また、みなとみらい21地区など新たなまちづくりによって水と緑の景観が創出され、新たな「横浜らしさ」が育まれつつある。

一方、横浜の緑が、都市化とともに大きく減少してきたことも事実である。特に人口が急増し始めた昭和30年代以降、緑の減少が顕在化している。

緑被率の推移で比較すると、昭和45年の約50%から平

成21年には約29・8%まで減少している。また、計画的な都市づくりとして、市街化区域を市街化調整区域の中に入り込む形で細やかに設定したこともあり、緑の移りかわりを見ると、内陸部の緑豊かな地域で広範囲に、まだら模様

に減少する様子が見られる(図3)。

こうした都市化の進展による緑の急激な減少を食い止めるために、土地利用の適正な

コントロールに加え、全国に先駆けて、市独自で創設した緑地保全制度などにより、緑の保全に取り組んできた。

① 緑の保全等に関する施策の変遷

高度経済成長期に伴う人口の急増に伴い、横浜市では、急激な緑地の減少が起こった。これに対応するため、昭和40年代は全国の自治体や国に先駆けて緑地の保全に着手した時期である。

横浜の代表的な緑地帯を形成している市域南部の円海山周辺緑地100haにつ

図3 緑被の変遷

調査年度によって精度が異なるため、概ねの傾向を示したものです。

いて、昭和44年に「円海山近郊緑地特別保全地区」として都市計画決定され、緑地として永続的な保全が図られている。また、46年には市独自の制度として「緑地保存特別対策要綱」を制定、この中で、樹林地を所有者との契約により一定期間保存する「緑地保存地区」や、市民が自然に親しむ憩いの場として活用する

「市民の森」の指定を開始した。そして48年には、この要綱・制度を土台として、市民とともに緑を増やし、守り育てていくことを目的とした「緑の環境をつくり育てる条例」を策定した。土地所有者との契約により、所有したまま緑地の保全を図る現在の保全制度の基礎を確立した時期である。

昭和50年代、経済が安定成長期へと移行する中で、昭和40年代に確立された緑地保全制度を活用し、緑地保全を着実に進めた時期である。また、この頃に、魅力ある海岸線を持つレクリエーション拠点として、海の公園や八景島の造成が進められた。そして56年には、樹林地・農地の保全、公園整備、緑化推進などの施策の基本となる「緑のマスタープラン・横浜市原案」を策定した。

バブル経済期に入ると、投機的な土地の取引が行われるようになり、公園用地の買収や樹林地の保全に大きな影響を与えたほか、建築技術の向上もあり市街地の景観を形成する斜面緑地にまで開発の波が及んだ。こうした中、活発な土地取引による緑の減少(図4)に対して、緑を都市計画に位置づけ、確

実に担保できるよう、昭和60年から、都市緑地保全法(昭和48年制定、現・都市緑地法)に基づく緑地保全地区(現・特別緑地保全地区)の指定を開始するとともに、不測の事態に対応した緑地の取得を進めた。また、市街化区域内の小規模な樹林地を賃貸借により保全しながら、地域のふれあいの場として活用する「ふれあいの樹林」

制度を63年度に制定し、指定・公開を開始した。

バブル経済期以降は、経済の低迷などにより、若干の鈍化がみられたものの依然、樹林地の減少が

続くとともに、後述する地球温暖化や生物多様性など、市民の環境に関する意識が高まり、多様化し始めた。平成9年には、都市緑地法の改正により策定が位置づけられた、市独自の緑に関する総合計画「緑の基本計画」を策定、その後18年には、これまでの緑に加えて水の視点を取り入

る。

※固定資産概要調査等をもとに集計
(農地については、市街化区域農地、生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計)

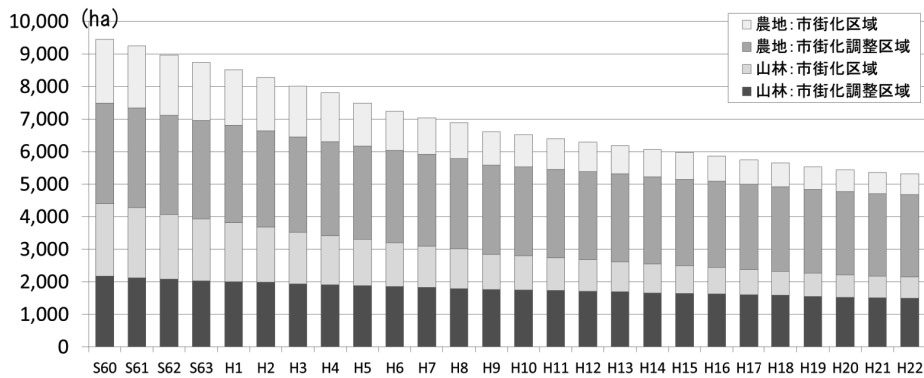


図4 山林・農地面積の推移

れ、水と緑を一体的に捉えた総合計画「水と緑の基本計画」を策定した。この中で、緑の総量の維持・向上を目指したリーディングプロジェクトとして「横浜みどりアップ計画」が位置付けられ、後の「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」に繋がっている。

② 農業施策の変遷

昭和40年代は、都市の中における農業を「都市農業」と位置づけ、農地の集団化による生産性の向上と農業生産基盤の確立を進め、農業振興を推進した時期である。高度経済成長期において、土地利用の混乱による農地の点在化を防ぎ、農業生産基盤を確保することが急務となったことを踏まえ、43年に「港北ニュータウン農業対策要綱」を設置、44年には新羽大熊地区をはじめとする230haを、市内最初の「農業専用地区」として指定した。46年には「横浜市農業専用地区設定要綱」を制定し、市独自の制度として「農業専用地区制度」が確立され、その後市域全域で適用されるようになる。

また同年には、市で最初の農業総合計画「横浜市農業総合計画」を策定し、「農業者

の存在」「生産物供給機能」「農村空間の価値」の3要素が相互に有機的に機能する都市農業の確立を目指した。

47年には、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、「農業振興地域」（県が指定）が、48年には「農用地区域」（市が設定）が指定され、49年には、市街化区域内の農地を、所有者との契約によって保全する「農業緑地制度」を創設するなど、農地を保全する取組も進められた。

昭和50年代、安定成長期へ移行する中で、余暇の拡充やニーズの多様化により、農業とのふれあいが求められた。51年には、「市民菜園設置事業」を創設、農作業の体験の場を制度化した。56年に策定した「横浜市の農業―展望と対策―」では、「農業生産基盤の整備」「農畜産物の生産流通対策」に加えて「市民と農業とのふれあい」を施策としてまとめていく。その後平成2年には、「横浜市都市農業総合計画―農のあるまちづくりの推進―」を新たなビジョンとして策定、「農畜産物の生産供給」「農業地域の自然環境の保全」「レクリエーション・教育・福祉・地域文化」を施策の柱とした。

また同年には、市で最初の農業総合計画「横浜市農業総合計画」を策定し、「農業者

発圧力の高まりなどにより有機的な土地の取引が行われ、市街化区域を中心に約90haもの農地が減少した（図4）。こうした事態に対応するため、引き続き農業専用地区の指定を推進するとともに、平成3年の生産緑地法改正を受け、貴重な緑地空間として「生産緑地」指定を開始した。さらに平成5年に、農地の保全策として、農家が農業経営として開設できる体験型の市民農園「栽培収穫体験ファーム」を創設した。

バブル経済期以降は、農産物価格の低迷や輸入農産物の増加など、農業経営にとって厳しい環境となる一方、市民の環境や食・農への関心は高まってきている。こうした中、平成17年から地産地消の推進を本格的に開始。生産者のみならず消費者も巻き込んだ取組を展開し、都市と共存する農業振興を進めた。横浜ブランド農産物の生産振興とシンボルマークの普及による地産地消をすすめる、横浜産物のPRを行い、市民の横浜の農業への理解を深めるとともに、農業経営の安定を図っている。

また同年には、市で最初の農業総合計画「横浜市農業総合計画」を策定し、「農業者

横浜の緑は、その多くが民有地であり、開発によって失われ続けていることが長年の課題であった。そこで平成21年に、緑の保全・創造を強力に推進する「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を策定するとともに、計画推進のための安定的な財源として「横浜みどり税」を創設した。安定的な財源確保により、緑地保全制度による樹林地の保全が大きく進捗（図5）し、山林面積の減少が鈍化するなど、施策の効果と思われる傾向がみられている。その他、保全した樹林地の管

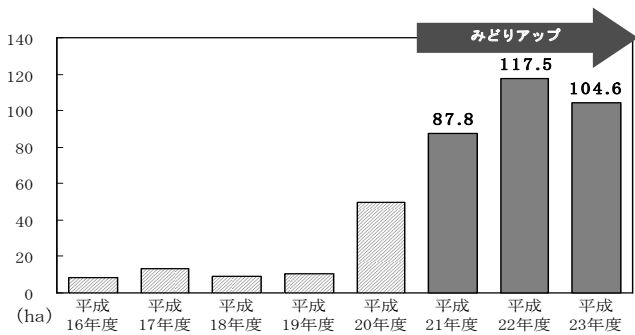


図5 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移

<参考> 緑地保全施策・農業施策等年表

年度	施策内容
昭和44	近郊緑地特別保全地区指定
	港北NT農業対策要綱制定
	農業専用地区指定開始
46	農業総合計画 策定
47	農業専用地区設定要綱制定
48	緑地保存特別対策要綱制定
49	市民菜園を開設
51	農業緑地制度創設
56	「緑のマスタープラン」策定
60	「横浜市の農業」策定
63	市内で緑地保全地区の指定を開始
平成2	「ふれあいの樹林」指定
4	「生産緑地」指定開始
9	「緑の基本計画」策定
18	「水と緑の基本計画」策定
21	「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」開始

理計画づくりや、水田の保全、市街地における緑の創出なども進めている。この計画は25年度で終了するため、現在、26年度以降の取組についての検討を進めている。

4 近年の環境行政

① 横浜市の地球温暖化対策

地球温暖化は、その原因と影響が地球規模にわたり、世界全体として取り組まなければならない喫緊の課題である。1997年に公表された「IPCC第4次報告書」では、明治39年〜平成17年の100年間で地球の平均気温が0.74℃上昇するなど、地球が温暖化していることは明らかであり、気温上昇の多くは人類起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしている。本市においても、横浜地方気象台公表データによる年平均気温の経年変化は、長期的に上昇の傾向にあり、100年間あたり約2.6℃上昇していると報告されている。

横浜市は、人口約370万人を有する大都市であり、それ故にエネルギーの大量消費地であるともいえることから、国策としてのエネルギー施策に加え、国等と連携し、主体的にエネルギー利用を見直し、温暖化対策に取り組んでいく必要がある。

こうした背景をもとに、横浜市では、温対法に基づく法定計画として「横浜市地球温暖化対策地域推進計画（以

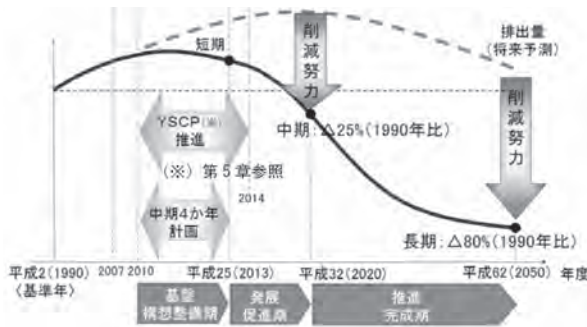


図6 横浜市地球温暖化対策実行計画での目標

下、推進計画という）を平成18年度に策定した。ここでは、京都議定書（1997年COP3で採択）の温室効果ガス削減目標を踏まえ、市民1人あたり温室効果ガス排出量の削減目標を掲げている。また平成19年度には、「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」を策定し、本市独自のより中長期的な方針を定めている。

さらに平成22年度には、推進計画の後継計画として、CO-D030の考え方を礎とし、「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事業編）」を策定しており（図6）、25年度中には、国の動向を注視しつつ、実行計画を

地球温暖化対策に関する動き

- 平成18年11月 「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」策定
(平成22年度までの温室効果ガス削減目標を掲げる)
- 平成20年1月 「横浜市脱温暖化行動方針(CO-D030)」策定
(より中長期的な方針として、市独自に策定。平成37年度、62年度までの温室効果ガス削減目標を掲げる)
- 6月 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正施行
- 7月 本市が「環境モデル都市」に選定
- 平成23年3月 「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事業編）」策定
(平成32年度までの温室効果ガス削減目標を掲げる)
- 12月 本市が「環境未来都市」に選定

生物多様性に関する動き

- 1992年6月 リオ・サミット(生物多様性条約・気候変動枠組み条約)
- 2008年5月 生物多様性基本法成立
- 2010年10月 COP10(生物多様性条約第10回締約国会議)開催
・「愛知ターゲット」(2010年以降の世界目標)採択
- 2011年1月 「国連生物多様性の10年」開始(～2020年)
- 4月 「ヨコハマプラン(生物多様性横浜行動計画)」策定
- 2012年6月 国連持続可能な開発会議(リオ+20)
- 10月 COP11(生物多様性条約第11回締約国会議)開催
- 11月 ヨコハマbフェスティバル(生物多様性自治体ネットワーク総会、生物多様性全国ミーティング などが横浜で開催)

改定する予定である。

② 生物多様性の主流化

多様な生物の存在は、安全な飲み水や食料の確保をはじめ、人間の暮らしの安全・安心を支えている。人間は、豊かな自然の恵みによって支えられ、多くの生きものとともにありあつて生きており、自然と共生するなかで、地域の伝統や文化を育んできている。この環境を守り、育て、創っていくことが「生物多様性」の取組である。

こうした考え方に基づくこと、生物多様性は、人間を含めた生物が生存し続ける重要なテーマとして、国際社会が一体となつて取組を進めなければならぬ喫緊の課題であるといえる。横浜市では、ま

ちづくりや経済政策など、広範な分野と連携し、総合的に取り組むことを「生物多様性の主流化」として取組を進めている。

生物多様性が世界的に注目されたきっかけは、1992年、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(リオ・サミット)である。熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感等から、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるため、「生物の多様性に関する条約」が採択された。

横浜市では、平成18年に策定した「横浜市水と緑の基本計画」の中で、「多様な生物が生息できる環境の形成」を将来像の1つとして掲げ、生物多様性の保全と再生に向け

た環境づくりを推進するとともに、平成21年には「横浜市生物多様性保全再生指針」を策定した。そして平成23年には、生物多様性基本法に基づく地域戦略にあたる「ヨコハマプラン(生物多様性横浜行動計画)」を策定し、現在、環境行政の基軸の一つとして生物多様性を主流とする取組を推進している。

5 おわりに

横浜市の環境行政は、公害対策から始まり、環境問題が生じた際に対応するものであったが、都市が成熟し、大気や水の浄化が進むにつれ、積極的に都市の環境を保全するものになってきた。昨今では、身近な環境から地球規模まで対象は広がり、施策分野も多岐に渡ってきている。さらに、東日本震災を契機として、節電や省エネへの取組など、市民・企業の環境に対する意識は大きく高まってきている。

環境行政は、市民生活の根底を支える基盤である。今後のまちづくりにおいて、その重要性は増していく一方であり、これまで以上に積極的に展開していくことが求められている。